

奈良県告示第二百二十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川課及び奈良県郡山土木事務所において縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系文殊川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 平成三十年十一月二日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
生駒市壱分町一三六〇番先から 生駒市壱分町一三三八番一先まで	土地	四八二・五九平方メートル
生駒市壱分町一三三八番二先から 生駒市有里町七番一先まで	土地	一、八〇二・〇八平方メートル